匝瑳市農業委員会総会議事録

- 開催日時 平成26年7月24日(木)午後1時から午後2時40分まで 1
- 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室
- 出席委員(25名) 3

1番 鈴 木 正 夫 委員 2番 菱 木 信 治 委員 3番 伊 能 正 啓 委員 4番 熱 田 幸 子 委員 5番 鈴 木 一 郎 委員 6番 江波戸 博 委員 大 木 岩五郎 委員 淳 委員 7番 8番 岩 井 9番 渡邉 弘 仁 委員 11番 塚 本 虎之助 委員 12番 椎名 正 和 委員 13番 伊藤 定 夫 委員 14番 川口 京 子 委員 15番 太 田 忠 治 委員 16番 大 木 清 委員 17番 及川 誠 委員 18番 大 木 一 夫 委員 伊 藤 秀 雄 委員 19番 20番 豊 委員 加瀬 浩 市 委員 21番 林 22番 増田 正 義 委員 23番 大 木 傳一郎 委員 24番 石 毛 利 雄 委員 25番 菅 谷 守 夫 委員

- 4 欠席委員(2名)
 - 10番 實川 元久 委員 27番 熊切 清 委員
- 議事日程 5
 - 議事録署名委員の指名 第 1

26番 伊藤幸夫委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 第 2 10件 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1 件

- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見 決定について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 7 件
- 議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 2件
- 議案第6号 市民農園整備促進法に基づく市民農園区域の指定について (別冊)

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか3名

(産業振興課)

担当職員1名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成26年度7月定例農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、増田会長から御挨拶をお願いいたします。

増田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。

委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ちゅう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中25名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること となっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい たします。

> お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて 御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、24番石毛利雄委員、25番菅谷守夫委員を 指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申 請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号1番及び11番は賃借権に関する件、番号3番から1 0番までは所有権移転に関する件であります。なお、番号2番については 7月23日に申請人から取下願が提出されました。提出書類は完備してお りましたので、事務局長専決により書類を受理しました。 【議案第1号、番号2番を除き、番号1番から11番までを議案書をもとに朗読】

番号2番を除き、番号1番から11番について、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

- 議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお 願いします。
- 2番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農をしており労働力からみても 問題ないと思われます。
- 25番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。
- 17番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。
- 16番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。
- 1番 番号6番と7番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと 思われます。
- 23番 番号8番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

番号9番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

- 4番 番号10番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。
- 19番 番号11番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。
- 議長ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打 ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。
- 議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定 について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、第2号の議案書を御覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件でございます。

【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番は、畑277㎡に資材置場用地を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

- 議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。
- 23番 番号1番について、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。 農地区分や転用目的に問題ありません。
- 議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに 賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に 係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお 願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧ください。今月の農地法第5条の許可 後の計画変更申請は、2件でございます。

【議案第3号、番号1番から2番までを議案書を基に朗読】

番号1番と2番は、貸店舗併用住宅用地として計画をしていましたが、計画者が体調不良となったため計画を取りやめ、計画地を374㎡と362㎡に分けそれぞれを継承者へ譲渡し、それぞれ新たに専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

5番 番号1番と2番について、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり 決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定 について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4号の議案書を御覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、7件でございます。

【議案第4号、番号1番から7番までを議案書を基に朗読】

番号1番は、専用住宅用地として現況畑計471㎡を父から借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、専用住宅用地として畑330㎡を譲受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番は、専用住宅用地として現況畑374㎡を譲受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番は、専用住宅用地として現況畑362㎡を譲受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番は、駐車場及び倉庫用地として現況畑1031㎡の内674. 08㎡を借受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと 考えます。

番号6番は、専用住宅用地として畑1633㎡の内500㎡を父から借受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番は、農家住宅用地として現況畑計500㎡を父から借受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

13番 番号1番について、子供の成長に伴い父から現況畑471㎡を借受け実

家の隣接地に専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号2番について、申請者は現在娘家族と同居していますが事情により、畑330㎡を譲受け専用住宅を計画するものです。申請地は土地区画整理事業を実施した区域内にあり、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

5番 番号3番について、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。 農地区分や転用目的に問題ありません。

> 番号4番について、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。 農地区分や転用目的に問題ありません。

- 18番 番号5番について、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。 農地区分や転用目的に問題ありません。
- 14番 番号6番について、申請地は第1種農地だと思いますが、申請内容から 例外規定に該当すると思います。周辺農地への日照、排水等の影響はない と思います。農地区分や転用目的に問題ありません。
- 15番 番号7番について、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。 農地区分や転用目的に問題ありません。
- 議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに 替成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

- 議長 次に、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。
- 事務局 今月の農地のあっせん申し出は、2件でございます。 あっせん申出番号1番については、畑2筆を賃借したいとのことです。 あっせん申出番号2番については、畑1筆を売買したいとのことです。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に5番鈴木一郎委員、7番大木岩五郎委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に5番鈴木一郎委員、21番林豊委員を、選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認め議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に5番鈴木一郎委員、7番大木岩 五郎委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に5番鈴木一郎委員、 21番林豊委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長 挙手全員であります。 よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。
- 議長 次に、議案第6号、「市民農園整備促進法に基づく市民農園区域の指定について」を議題といたします。本案につきましては、去る22日農地委員会が開催されましたので、その経過報告について、報告をお願いいたしま

す。

【農地委員会からの報告】

農地委員長 本件につきましては、去る7月22日午前10時15分から、市民ふれ あいセンター視聴覚室において、農地委員会を開催いたしました。

内容につきましては、平成26年7月10日に匝瑳市から諮問のありました別冊の市民農園整備促進法に基づく市民農園区域の指定に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画は適当と思われます。

議長 農地委員会からの報告が終わりました。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づいて内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

23番 第1市民農園の貸出し実績を教えてください。

事務局 25区画ありますが、現在全て貸出しをしています。

23番 貸出しする1区画の計画面積を教えてください。

事務局 1区画30㎡で計画しています。第1市民農園の1区画当たりの貸出し 面積と同じです。

23番 事業費の内訳を教えてください。

事務局 全事業費は500万円を予定しています。事業費の大半は休憩所関係の 施設整備費となる予定です。事業費の内50%分を補助金で活用する計画 です。

23番 1区画当たりの年間使用料金と地主へ支払う賃借料を教えてください。

事務局 1区画当たり6000円を予定しています。賃借料は年間27万円で予算を計上しています。

15番 事業費のうち大半は休憩所等の施設整備費とのことですが、四阿は地元

の大工さんの活用を検討して下さい。

議 長 そのほか、質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号「市民農園整備促進法に基づく市民農園 区域の指定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。 原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。 次にその他でございますが、何かございますか。

(「なし。」の声あり)

議 長 ないようですので、本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 10件 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について

1 件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見 決定について 2件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 7件

議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 2件

議案第6号 市民農園整備促進法に基づく市民農園区域の指定について (別冊)

その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成26年7月24日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。